

2015年－2016年度版

SAFE JAPAN PROJECT



セーフジャパンプロジェクト コンソーシアムメンバー募集要項

一般社団法人 日本災害対策機構 法人正会員募集要項

一般社団法人 日本災害対策機構

セーフジャパン コンソーシアム運営本部
東京都港区虎ノ門2丁目2番5号 共同通信会館 地下1階

会員募集における基本方針と組織構成における基本ポリシー

防災を正しく理解し、日本の将来の為に防災産業を創生、育成し、尊い人命と日本の文化・産業を守る事を目的とした防災産業創造組織となる。

民間における実践防災組織を創生

運営組織

当法人の運営における基本組織で各会員は参加目的や意義を理解し、日本の防災に対して積極的かつ先導的に働き掛ける事が主たる活動指針となります。

社員総会

- 個人正会員
- 法人正会員
- 理事
- 評議委員

事業運営議決機関

理事会

- 理事任期は2年
- 定例理事会（毎月）
- 理事総会
- 事業分野方針会議

経営会議

当法人の経営計画を策定し、安定経営を推進する経営専門会議

一般社団法人運営における基本方針と経営計画における数値計画・コンプライアンスを協議
法人における最終経営決議機関とする。
議長（代表理事）
専務理事、常務理事 2名
特別目的会社社長
法人正会員代表 2名

運営における各部門の報告並びに事業推進状況を報告し、全理事がその内容を把握し、運営上の方針を決議するもので、社員総会においては、年度における事業運営上の最終議決機関となります。

産業創生・地方創生・国土強靱化推進

防災技術・サービス
運営分野組織

JDRM



セーフジャパン
プロジェクト
コンソーシアム
メンバー

基本理事構成（各分野 1 名）

7 カテゴリー + 防災研究所

- 1、エネルギー（発電・蓄電・送配電）
- 2、ライフライン（水処理・燃料）
- 3、フード（食品・農林水産・畜産）
- 4、ツール（災害復興機材）
- 5、ハウス（避難生活支援・建築）
- 6、レスキュー（救命救急・救助）
- 7、総合支援（情報・保険・金融・運輸）

支援組織（提携・協力）

- 1、顧問
- 2、評議員（全6-8名）
- 3、学術会議
- 4、各協会
- 5、独立行政法人・公益法人
- 6、大学院大学・専門学校
- 7、企業総合研究所

日本型 防災システム 提案

各カテゴリー別に研究・開発・啓蒙活動を行い、日本の防災技術、防災意識向上に努め政府・自治体、企業に対して防災を通じて意見を述べて参ります。

活動フィールド

- 1、日本国内
- 2、アジア（ASEAN）
- 3、環太平洋エリア

日本国内はもとより、アジア・環太平洋地域の防災組織（政府系・NGO・NPO）組織と連携して人道的な立場から、広く災害対策を協議しより良い防災ソリューションを構築します。

環太平洋 防災協力 組織提案

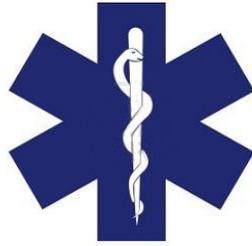
Profile 法人概要 JDRM information

JDRM

法人名 Company name	一般社団法人 日本災害対策機構 National company Japan disaster Reduction Mechanism	
設立 Established	平成24年10月5日 一般社団法人 四国自然災害住民安全対策機構設立 ESTABURISH DEC 2012 National Company SHIKOKU DISASTER REDUCTION ORGANIZATION	
	平成25年5月 一般社団法人 日本災害対策機構に社名変更 改組 Rename MAY 2013 National company Japan disaster measures organization	
本部事務所 Headquarters office	〒106-0032 東京都港区六本木6丁目15番1号 けやき坂テラス6階 LAC内 Keyakizaka terrace 6 th FL in LAC 6-15-1 Roppongi Minato -ku Tokyo JAPAN	
本部Tel	TEL 81+3-3403-0088	
事業部住所 Working office Address	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番2号 共同通信会館B1F 株式会社TQ・UNISS内 Kyodo news hole B1F 2-5-2 Toranomon Minato-Ku Tokyo JAPAN	
大阪支部Tell	TEL 81+3-6435-5812	
理事会組織 Council organization 定数 10名	代表理事 Representative Director 理事 Director 理事 Director 理事 Director 理事 Director 監事 Auditors	星加 直孝 Naotaka Hoshika 蜂谷 征夫 Masao Hachiya 岡本 英利 Hidetoshi Okamoto 高井 進 Susumu Takai 青木 一益 Kazumasu Aoki 藤井次郎 Jiro Fujii
顧問	衆議院議員 元全権特命大使 元農林水産省 官僚 建築家 日本建築学会理事 山一興産(株) 代表 元東(株)京工ネオス 常務取締役	原田 義明 Yoshiaki Harada 国安 正昭 Masaaki Kuniyasu 本田 浩次 Kouji Honda 賀村 智 Satoru Kamura 柳内 光子 Misuko Yanai 佐々木 護 Mamoru Sasaki
事業目的 Business purpose	自然災害から住民を守るためのインフラ整備を推進し、減災を推進する。 災害対策における様々な技術を開発し、システム化、ソリューション化を推進する。 自治体や消防、警察、自衛隊と連携して災害時における対策を支援する。 地域における備蓄を推進し、災害時における自給を推進する。 防災産業の確立を推進し、日本の代表産業に育成する。	
定例会議	月次定例理事会 毎月第3金曜日 年度社員総会 毎年11月 7月 防災産業創生カテゴリー会議 各委員会ごとの召集 ●エネルギー委員会 ●ライフライン委員会 ●備蓄食品委員会 ●災害対策装備委員会 ●防災農業委員会 ●防災建築土木委員会 ●防災通信委員会	

一般社団法人 日本災害対策機構 会員組織計画

JDRM



BOSAI innovation

SAFE JAPAN

世界品質の防災産業創生

セーフジャパンプロジェクト コンソーシアムメンバー

■ 一般社団法人 日本災害対策機構 正会員

セーフジャパンプロジェクト コンソーシアムの活動を支援して頂く法人・個人学生会員で法人正会員・個人正会員は議決権を持って社員総会時に事業方針を決定します。議決権は法人正会員3票・個人正会員1票を有します。社員総会は毎年11月に開催し、次年度計画、運営方針を理事会より提案します。プラチナスポンサー、カテゴリースポンサーとも法人会員にご加入頂きます。法人正会員・個人正会員とも入会においては理事会での審査がございます。お申し込みを頂きまして、審査終了後、事務局より御案内を差し上げます。

● **法人正会員** セーフジャパンプロジェクト コンソーシアムメンバー **年会費24万円**

当法人が推進する地域防災のビジネステーマである防災コンテナ・防災ターミナルを共同で構築する事を目的とした会員で製造・生産・技術・サービス・金融・流通など幅広い事業パートナーを募集します。各カテゴリー別に分科会を設定し、定期的な交流会を実施します。

● **個人正会員** 学術研究・運営メンバー **年会費2万4千円**

当法人が構築する防災テクノロジー、災害支援活動・海外防災活動等への技術的、運営技術等の構築を共同で行って頂ける個人の会員で各カテゴリー別に活動領域を決定します。活動は法人正会員の活動で、技術・サービス・運営ノウハウ等の協議に参加して頂きます。随時募集しています。

● **学生会員**・(インターンメンバー) **年会費6千円**

当法人が構築する防災技術テクノロジー、災害支援活動・海外防災活動等への支援参加を目的としての会員組織です。現在募集準備中です。

防災グリーン会員・ボランティアメンバー)

募集に関してはエリア別で構成した募集表に基づき募集いたします。

■ オフィシャルスポンサー

本事業の活動を支援して頂くスポンサー企業様とのスポンサー契約

①プラチナスポンサー『防災10社会』

②カテゴリースポンサー

各防災事業における技術・流通・システム開発・人材育成等の事業構築内容を共同で進めるスポンサーメンバー

スポンサー募集要項

セーフジャパンプロジェクト オフィシャルスポンサー募集は以下の内容で募集いたします。

オフィシャルスポンサー

2016年度オフィシャルスポンサー募集要項

セーフジャパンコンソーシアム プロジェクト オフィシャルスポンサー募集

(防災コンテナスポンサー・防災コンテナキャラバンスポンサー)

2017年3月から2018年2月までの1年間のスポンサー契約で現在準備中

一社) 日本災害対策機構の公式スポンサーで契約期間は1年更新で行います。

メディアにおける訴求ポイント

SNSサイト(FB・TW・当機構サイトでのスポンサーロゴの掲示、専用サイトでの共同事業推進のコンテンツ表示、各イベントでの広告宣伝活動での企業名アピールします。

防災コンテナキャラバン・防災バザール・防災セミナーでスポンサーロゴを掲示します。

契約期間

基本的に1年契約 (期間 3月1日から2月28日までの1か年)

契約金額

各社との交渉で行う。条件別にスポンサー費用は異なります。

募集スポンサー 1、オフィシャルスポンサー契約 (プラチナスポンサー)

募集スポンサー 2、カテゴリースポンサー 共同事業開発契約・製品販売提携契約

イベントごとのスポットスポンサーも発生します。(地域特定スポンサーも発生)

スポンサーメリット

各社によりスポンサーメリットは異なります。それぞれの企業における防災に対する事業メリットを協議して頂き選択して頂きます。それにより発信方法や提携形式も異なります。

防災コンテナに公式スポンサーとして企業ロゴを表示します。

更新期間

毎年11月1日より12月30日までにスポンサー更新の意図を確認し、次年度のスポンサー募集計画を策定します。募集数は毎年変更される可能性がありますが、基本募集数は以下の通りです。

オフィシャルスポンサー 10社 設定金額 1社500万円～1,000万円 (条件内容により変わります)

カテゴリースポンサー 各カテゴリー 2～4社迄 設定金額 100万円～200万円

カテゴリー: 大分類8分類, 小分類6～8企業 合計48社～64社 (カテゴリー毎に募集数は変わります)

スポンサー契約における資金使途は一般社団法人日本災害対策機構が運営する防災イベントにおける運営費用、事務局運営費用として使用されます。

- 防災コンテナ全国キャラバン (防災キャラバン・防災バザール・防災ステーションイベント)
- 防災SNS運営費用
- 防災コラム配信 (雑誌・新聞・専門誌)

ドネーション

当団体で得られた収益の一部を東北震災遺児の就学支援の支援金として「公財) みちのく未来基金」に寄付致します。

セーフジャパンプロジェクト コンソーシアムメンバー

会員種別 個人正会員

- 1) 個人正会員：防災活動に興味があり、積極的に防災・減災活動を行う個人
募集定数 100名
入会条件（年度会費）2万4千円（開始月に一括ご請求）
入会の際入会審査がございます。

入会における条件

当社団法人の会員規則にご賛同頂き、当社団法人の活動においてご支援を頂ける個人の方
災害対策を事前に準備を行ない、地域住民の皆様と協力して防災・減災に努めて頂きます。
当社団法人からは定期的に防災や減災におけるセミナーや、防災器具、避難器具のご紹介を
行うと共に自宅や関連する施設の防災設備の優先的な設置のご案内を行います。

（一部有料での御案内）

本法人で、就労を希望される場合、個人正会員の方に対して優先的に雇用の御案内を差し
上げます。

社員総会における議決権 個人正会員1口／ 1票

会員種別 法人正会員

- 2) 法人正会員：全国で事業を営み防災に関心が有る企業、法人 募集数 基本定数30社
入会条件 年間登録料 24万円（年度開始月に一括ご請求）
入会の際入会審査がございます。

入会における条件

当社団法人の会員規則にご賛同頂き、当社団法人の活動において協力、支援を頂ける企業。
災害対策を事前に準備を行ない、地域住民の皆様と協力して防災・減災活動に努めて頂ける
企業。

当社団法人からは定期的に防災や減災におけるセミナーや、防災器具、避難器具のご紹介を
行うと共に防災設備の設置において、具体的なアドバイスや協力を行い、最適な防災体制の
構築を進めます。

また、当社団法人の活動において、法人会員様のお取扱される製品やサービスを優先的に
採用並びに共同開発のご案内をして参ります。

（エネルギー関連製品、食品、飲料用水、防災商品、救急製品、他）

社員総会における議決権 法人正会員1口／ 3票

会員加入申し込みの流れ



お問合せ

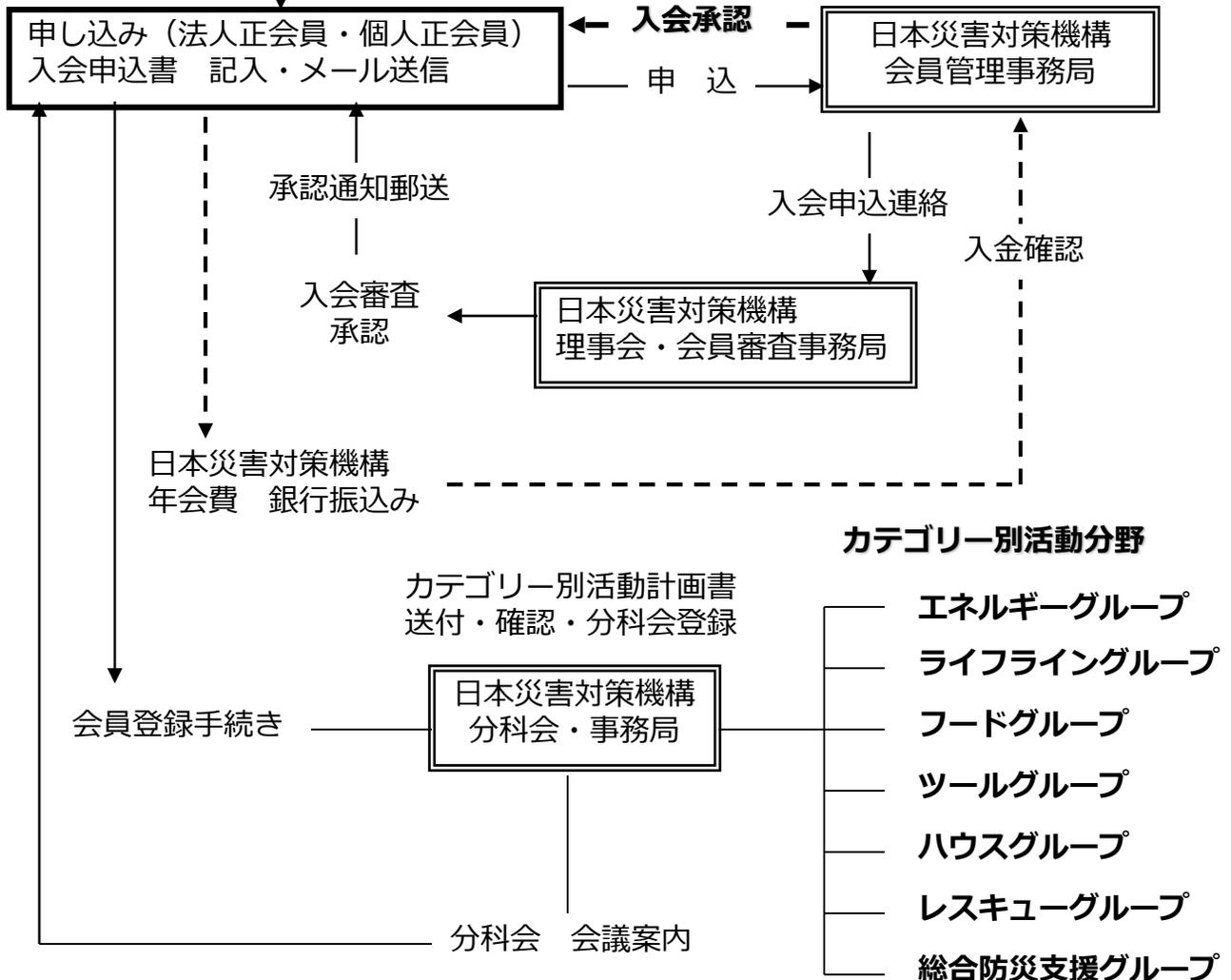
一般社団法人 日本災害対策機構
事業内容・会員募集要項 説明

- 事業案内
- 会員規約
- 事業計画

事業における特性・特徴・将来性・リスクの確認

- 防災ターミナル・防災コンテナ事業特性・将来性
- 未来防災システム
- 防災のグローバル化における方針

全ての内容を確認頂き、入会希望の意思を確認



JDRM

会 員 規 約

一般社団法人 日本災害対策機構

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人日本災害対策機構(以下、「当法人」とします。)の会員規約に定められた会員が、会員規約第3条の目的を遂行するために会員に対する規約として定めたものです。

第2条 (本規約の範囲)

本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

第3条 (会員)

1、当法人の会員は次の3種とし、当法人の定款第3条の目的に賛同し、本規約を承諾し、かつ当法人の理事会の承認を得たものを条件とします。

- (1) 個人正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 法人正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
 - (3) 賛助会員 当法人の事業に賛同し、支援協力のために入会した個人、法人(現在は募集を致していません。)
- 2、前項の個人正会員と法人正会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員となります。
- 3、法人ではない団体は、代表者もしくは管理人の定めがあり、かつ当法人理事会で承認を得たものは第2項の法人と看做します。

第4条 (入会申込)

当法人に入会を希望する個人または法人は、当法人宛に所定の入会申込書を送付する。

第5条 (入会審査)

- 1、入会申込があった場合、当法人は入会審査のための臨時の理事会を開催し、入会の承認をするか否かを決定する。
- 2、入会審査のための臨時の理事会は、電子メール、電子会議、電話その他の方法において行うことがある。
- 3、入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し質問その他必要な資料の提出を求めることがある。
- 4、当法人は入会申込者に対し、第1項の入会審査理事会の決定を文書(郵便、FAX)もしくは電子メールで通知します。
なお、法人正会員、個人正会員の入会者資格の効力は本法人が存続する期間とする。
- 5 入会審査においては、個人正会員、法人正会員は書類審査並びに面接での審査を行います。賛助会員の審査は書類での審査とする。

第6条 (会費と会費の支払い)

- 1 会費は、年会費とする。
- 2 基本とする年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の1月1日から翌年12月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認メールを発信した日から1年間とする。
- 3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、年会費対象期間の開始から1ヶ月以内に、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。
- 4 当法人事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとする。入会日付は、当法人が会員宛てに入会の承認文書を送付した日付とする。
 - a. 会員募集は基本的には毎年1月1日より開始するが、入会は随時受け付ける。
 - b. 年会費の支払いは入会した日から1年間有効として、会員を更新する際は退会を希望しない場合、自動的に1年間の更新とし、年会費の請求は満期1か月前に請求書を送付し、会員は振込にて支払いを行う事とする。
- 5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金いたしません。

第7条 (会員資格有効期間)

会員資格有効期間は前第6条により支払った年会費の対象期間とし、自主退会した場合は資格を消失する。

第8条 (会員資格の喪失)

- 1、会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失する。
 - (1) 第9条退会の規定により退会した場合
 - (2) 第10条除名の規定により除名された場合
 - (3) 個人会員にあっては、本人が成年被後見人もしくは非保佐人になった場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合
 - (4) 法人会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (5) 当法人が認めた団体の法人会員にあっては、会員である団体が解散または消滅した場合
 - (6) 年会費の支払いを、年度開始期間を過ぎて3ヶ月以上滞納した場合は休会として当年度の事業には参加できない。
 - (7) 当法人が解散した場合

2、会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

第9条（退会）

会員は、当法人に対し文書による自主退会の申し出をすることによりいつでも退会することができる。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとする。

第10条（除名）

1 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 会員として適当でないと判断した場合

2、前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知する。

第11条（変更の届出）

1 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には遅滞なく文書により変更手続を行うものとする。

2、当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

第3章 会員の権利と義務

第12条（会員の権利）

第3条に定める個人正会員、法人正会員（以上の2種の会員を「正会員」とします。）個人賛助会員、法人賛助会員（以上の2種の会員を「賛助会員」とする。）は、次にあげる事項についての権利を有する。

- (1) 当法人が主催するセミナー、講演会、研究会その他の活動に正会員、賛助会員価格（無料の場合もあり。）にて参加することができる。
- (2) 当法人が計画する各種研究会などの事業を企画・運営・推進することを希望すれば、当法人の承認を得てこれに参加することができる。
- (3) 個人正会員、法人正会員は、総会における議決権を行使できる。
- (4) 当法人が発行するニュースレターの配信を受けることができる。
- (5) 当法人の名称、ロゴマーク等を、善意をもって使用することができる。
- (6) 当法人が推進する災害・減災対策における機器設備の優先設置、供給を受けることが出来る。
- (7) 賛助会員が個人・法人正会員になる事を希望した場合、定員等の条件を満たす場合、理事会の承認を得て正会員に会員種別の変更を行う事が出来る。

第13条（会員情報の取り扱い）

1、会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が会員運営に関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2、会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第14条（著作権）

1、当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とする。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物などをいう。

2、当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した防災・減災プログラム等の知的所有権並びに著作物の著作権者は、当法人とする。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

第15条（禁止事項）

会員は、次に定める行為をしてはいけない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは当法人外へ公開することのない情報を言う。
- (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
- (4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- (5) その他当法人の職務活動において他者が所有するあらゆる権利を侵害する等の法律違反行為、またはその恐れのある行為

2、前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有する。

第16条（損害賠償）

会員は、前第15条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

第17条（免責）

当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えません。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

第18条（本規約の追加・変更）

当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

第6章 議決権

第19条（決議事項）

当法人における理事会運営は社員総会における議決により決定される。年次事業の承認は過半数の承認をもって承認とする。また、理事の不信任においては出席者議決権の2/3の賛成により不信任とする。

第20条（理事の改選）

理事会組織

当法人における理事会組織における理事の改選は、社員総会において理事の信任・不信任の決議を行った後に、欠員並びに推薦、自己提案によって新たな理事を選出する事がある。その場合は臨時理事総会を開催し、理事の選任を行う。

【付則】

本規約は、平成26年3月1日より施行する。

以上